

発行所

都の空事務局

東京都荒川区南千住5-25-14
税理士法人 荻野会計事務所内
TEL 03 (3803) 2328
FAX 03 (3805) 2069

都の空



東京校歌祭参加 (23. 10. 1日比谷公会堂)

東雲

平成二十三年は、我が国にとつて大変な年であつた。三・十一の東北大地震は、大津波をもたらした。その上、原子力発電所を倒壊させ、人体に有害な放射能障害をもたらした。未だに解決の糸口も見えない状態であると考へる。

二万人近い多くの死者に対しては、心からご冥福を祈るのみである。被害にあわれた方々への最大のご芳志は、一日も早い環境整備と地域の経済復興である。東北大地震に対する時限立法の増税が提案されている。我が国の総力を挙げて復興に取り組まなければならぬが、我が国全体のデフレスパイラルも深刻である。ギリシャの財政破綻に端を発した世界的な財政不況もあり、国と自治体が一体となり積極的かつ大胆な景気対策、雇用対策(大学予定者の十七万人が就職未定等)に取り組みなければならぬのである。T P P問題も、中味が極めて不透明である。十数カ国参加というが、シエラは概算であるが、米国六七%、日本二四%でその他はわずか九%であるという。業種、業態によりメリット、デメリットはあるが、基本的な問題は、我が国の農業、林業、畜産業等に与える影響であり医療等への影響も危惧されている。

本件は、情報を開示し、慎重な対応が求められる重要事項である。種々の案件が山積みしているが、特に、会計人の立場から判断すれば、景気動向に逆送する消費税の増税は、今時、極めて不適当であると断ぜざるを得ない。

健康に留意し 頑張ろう

会長 増田昌弘

第十九期 昭和二十七年卒

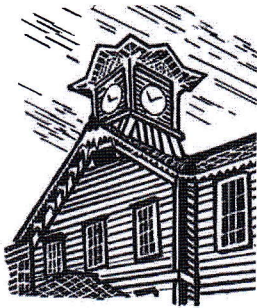


先日、事務局の荻野弘康
会員から「都の空」十五号
を発行するから、投稿を頼
むと申し入れをいただいた。
その時私は「九号から十四
号迄毎回投稿しているの
で書くことが無いよ」と云っ
たら、荻野会員が「この間
病気で入院したことで書
けば」と云われて、その件
を書くこととした。

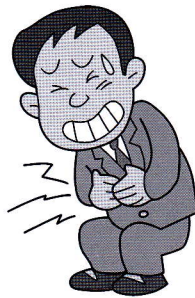
私も今年七十八才、年令
とともに「ガタ」がきて、
良いのは顔だけになった。
妻に云わせると「そこが一
番悪いんじゃない」と云わ
れている。

ここ三年間、平成二十年
平成二十一年、平成二十二
年と毎年、胃ガン、胆石、

目（白内障）と手術で入院
して、今年も入院したくな
いと思っていたのですが、
先般マツサージに掛かった
時マツサージ師が「途中で
呼吸が止まっていった」と云
われ、それから数日後「ゼ
イゼイ」して呼吸が苦しく
なり、医者で診察してもら
ったところ、二十四時間心
電図を観察する器具を取り
付けられ、翌日それを解し
て検査した結果「即入院」
と云われた。私が今月北海
道で全税協の総会があり、
その翌日の懇親旅行に妻も
一緒に参加の申し込みをし
ている件を話したら、医者
が「北海道旅行と命とどつ



ちが大事なんだ」と威され、
やむなく北海道旅行は諦め、
入院することとなった。
約十日間入院し、心不全
であると診断された。退院
後塩分控えめ、水分は一日
千CC迄と云われ摂生して
いる。しかし飲食の制限は
一番辛いですね。



先日私の親友の税理士が
会合中に倒れ救急車で病院
に運ばれたが心筋梗塞で死
亡した。この方は常に健康
で、ほとんど医者で診察を
受けたことが無いとのこと、
このような方が突然死亡す
る。私は常に健康診断を受
けたり、タバコを吸うので
昭和六十年から「東京か
ら肺ガンをなくす会」の会

員となり年二回肺ガンの検
査をしたり、脳ドックを申
し込み脳の検査を受けたり
しております。
また「ガタ」が来ているの
で、いろいろの医者で診察
を受けておりますが、この
ように、どこかが悪くて常
に医者に診察してもらった
方が自分の身体をチェック
することができ、長生きが
出来るのではないだろうか。



三商会計人会の皆様も健
康を過信せず年に一回は健
康診断を受け、身体のチェ
ックをして長生きをして、
公認会計士制度、税理士制
度発展のため、また母校都
立三商に少しでも貢献出来
るように頑張っていきま
しょう。

会員諸兄に於かれまして
は、今後共ご指導、ご鞭撻
のほどよろしくお願い申し
上げます。

三商会計人会事務局

〒116-0003 東京都荒川区南千住5丁目25番14号

税理士法人 荻野弘康事務所内

TEL (3803) 2328 番

FAX (3805) 2069 番

「企業不祥事が法改正をもたらす」

相次ぐ企業犯罪の発覚

「オリンパス」の巨額損失隠し（粉飾決算）発覚事件に次いで、「大王製紙」の前役員による巨額借入（特別背任）事件のメディア報道に、著名な会社法専門家の久保利英明先生が登場。その健在ぶりがアピールされた。かつて久保利氏は会社法（旧商法）が逐次改正される都度、立法の狙い、運用上の実務ポイントにつき、我々が実務担当時代にあつて、改正法ゼミのよき指南役として活動された。企業の不祥事が後を絶たない中で、経営トップの関与した不正が発覚するたびに、これを起因に再発防止を狙いとした改正、立法化に至るのがパターンである。

道ではオリンパス社（以下オ社という。）がこの二十年もの長きにわたり、巨額損失を飛ばし、先送りし続けていたが破綻は免れてはいた。三年前のリーマンショック時には、為替の動向もさることながら、多くの企業が外部要因による業績低下に見舞われた。この時、表現は適切ではないが「大義名分」にあやかり、企業は多大な損失計上を余儀なくされたうえ、含み損等の繰越も損出し、（益出しの反対）を敢えて、躊躇なく出来た。何でこの際に処理出来るものは落としてしまえと言わんばかりであった。

企業に根付く文化と神話

しかし、監査法人の監査手順がサンプリング監査に拠つていて判明できない事案もあるが、粉飾は一見して見抜くノウハウを持ち、看過することはないと言ふ。オ社は過去の粉飾を隠しつつも、債務超過もなく見せかけの健全会計が可能であつたのは、グローバルで強力な主力製品の売上に些かの懸念も無く、企業として永続可能な神話に裏付けられ、業績に自身があつたからということか。株主には違法配当（タコ配）をし、経営陣には高額な役員報酬と退職慰労金が支払われていたことである。事件の発生原因の粉飾決算（飛ばし）や、創業家出身の前役員による背任などは、経営トップによる人災である。トップダウンが本邦の「企業文化」であつたのは前世紀までで従業員はトップの指示に順応することがコンプライアンスであつた。このたびの信用失墜が起因して会社が破綻転落への懸念はないか。ところが、俄かに外国人社長のW氏が社長職を解かれ、追放されたことから一部始終が発覚し、信用失墜をもたらした。何よりも理解しがたいのは、W社長の解職時の取締役会議長は誰であつたか。顧問弁護士が同席してはなかつたのか。当日の取締役会議事録を見てみたいものだ。

同窓会会長

柴 崎 晴 雄
(二十五期卒)

だ。報道では経営陣がW氏の職務不相当であつたことを事由とされているが、一連の不透明な投資案件から長年に及んだ損失隠しの一部をW氏が察知したであろうことから、不正経理を主導した取締役達から社長職を解かれ追放されるに至つたようだ。何と本件の主導は監査役に拠つて為されたとは驚きに堪えない。

「会社機関と社外役員が形骸化している」

しかし、W氏は社長職を解かれたが、取締役の身分は保全されているので、再来日して取締役会へ出席し、経営陣の刷新を主張するため臨時株主総会の開催を提起するようだ。

（註：取締役を解任するには株主総会を要する。通常は会社側（取締役）からの議案提案は出来ないが、株主提案による議案「取締役○○氏解任の件」として上程される場合が考えられる。）その一方で、日弁連の「第三者委員会ガイドライン」に照らしての調査とか、三年前に監査法人が監査意見として指摘しかけた事案があつたのに容認されていた等、オ社側に何らかの

不都合から翌期に（株主総会決議を経て）他の監査法人へ変更したとの疑惑も感じざるを得ない。（内視鏡による被監査であつたのか？）専門家はコーポレート・ガバナンス（内部統治）の不在がもたらした今回の事件では、会社機関としての監査役及び社外取締役間に連携もなく、何ら機能していなかつたことから、その職責上、善管注意義務は厳しく問われるべきだ。監視役が使命であるのに経営陣の暴走を止められなかつたとすれば、制度そのものが形骸化している上に、リスク管理も怠つていたのでは集団無責任体制の整備、特に社外役員再生が急務である。

「監査法人の改革も早急に必要だ」

今期のオ社の事業報告書に「対処すべき課題と会計監査人状況と内部統制報告書」にはどう書かれるか。興味本位ながら関心を寄せたい。加えて、推測される株主代表訴訟への対処にも目が離せない。

報道によれば、欧州連合（EU）の欧州委員会が監査法人改革案を唱えているという。改革

の目的は会計監査人の現行の任期一年(以後は自動更新)を最長三期六年に延伸しようとの試案である。少し乱暴な試案として、改革案の中で監査役に社長解任権を与えては?とも伝えられている。

欧米でも大型企業破綻が連発した。監査失敗の実例としてリーマン・ブラザーズの一件が挙げられるが、もとより米国には監査役機関はないと聞く。EUが更に厳格化を狙いとした改革が必要と指摘したことは当然である。コーポレート・ガバナンスを無視した才社事件が発端となり、「第三者委ガイドライン」

・平成二十三年は、経済がリーマンショック前の水準に回復が見えてきた矢先の三月十一日の東北大地震・大津波そして福島原発の事故による大被害、加え、このような状況にありながらの世界経済の危機のためか物凄い円高また、更に、安部、福田、麻生、鳩山、菅政権における政治の不安定、日本の進む

が甘いか、監査基準も見直しへとなれば、日弁連も交えて公認会計士法、金融商品取引法改正への機運に、加えて特許のブランド商品の高いシェアが独禁法に抵触するとの議論からも見直し機運となるようだ。まさに明年は法改正のオンパレードとなりそう。

久保利氏曰く。「トップ経営者対象のコンプライアンス勉強会のゼミに、オリンパスは欠席したが、大王製紙は創業者家の先代社長が出席していた」と明言したように、ゼミの出欠状況までチェックされているようとは誰も知らない。(完)

石川 昭
昭和三十三年卒

べき方向が無為無策のため定まらず、すべてが先送り!どうなってしまうのか?

・国債残高一千兆円どうするの?国民の貯蓄と国際収支の+で保っている?だとするならば、財政破綻を逃れる為にも今後の国家予算は収入の範囲に押さえる決断を、年金半減医療費負担の大幅増政策、公務員の半減、

地方、国の議員半減、などなど、それとも超インフレで解消か?
・年金改革が全く進まない!少数高齢化で年金を支える年代が減り積立金が毎年目減り経済の拡大、雇用の増加で年金原資が拡大しなければ、どうなってしまうのだろうか?

・復旧復興がなかなか進まない、自民、公明は党利党略で、例えば解散を約束しなければ法案に反対等、原発問題、大震災の復旧復興は政党間で争う次元の問題ではないと思うが?

・電力問題でどうして原発の廃止・存続の議論が明確にならないのだろうか・特に廃止論は原発を廃止し太陽光発電等代替方法の実現までは全産業活動の衰退、国民の生活水準の切り下げ等相当確実な予測が可能なら



「震災で崩壊した大船渡市」

23.3.11. PM 2:46 東北大地震発生
日経新聞社報道ギャラリー記憶より

のではないだろうか?それを全国民が受入れるか否か!二十四年度予算成立(関連法案を含む)後にこれを争点として総選挙を?

・原発事故費用の負担者は?東京電力いじめはやめるべきと思う。電力の復旧、福島原発の処置などの対処は東京電力が、原発の廃炉処置、損害賠償、除染、汚染物の処置などは国、地方公共団体が対処すべきと思う。そして費用は原則電力単位に上乘せし、電力使用者で負担すべきものと思う。

原発は国策として推進してきたもので、その政策を国民が良しとしてきた。この大地震、大津波は、つまるところ想定外(想定されていたとしてもそれが具体的に防波堤を高く等対処が完了していなければ想定外となる。)であり、地震津波の一時災害費用は災害復旧復興特別税で、原発事故は電力使用者が負担すべきと思う

・税の簡素化を願う。税務署の効率化に伴う納税者の負担増また年々歳々税法が細かく複雑なものになり、その上厳格な税務会計処理の要請など、その結果納税者の税務処理に掛ける費用が増大してきている。税務会

計、源泉を含む申告書が殆んど経営の役に立たない零細企業(個人事業主を含む)にとつては、その費用負担は大きく赤字の上塗りとなつていのが現実である。例えば一定規模以下は免税とか!税体系の改革を?

・円の価値が評価されている円高?急速に拡大している生産拠点の海外への移転、国内生産への縮小、雇用の減少、税収の落ち込み、等など、日本に稼げる産業は残るだろうか?円高で輸入品は安くなったのか?食料品、原油、非鉄貴金属のドル建て物価は高騰で安くならない!大きな国債残高、日本空洞化、少子高齢化、大災害、原発休止による電力不足等などの何故か異常な円高、恐ろしいのは、何か?のきつかけで円安となり、超インフレか?あるいは欧州発の平成世界恐慌・対処は?

・最高裁の不利益遡及に「合憲」判決、なぜ!大阪で「維新の会」の圧勝、現状を打破し日本改造の第一歩になることを期待!平成二十四年は期待の持てる年になるのか?まだまだ厳しい先の見えない年か?皆様のご活躍とご健康をお祈りしております。

あれから 六十年

田 村 博
昭和二十六年卒

あれから六十年、あつという間に時は過ぎ去った。第十八期生として卒業したのが昭和二十六年、青春真っ盛りの時だった。私の学年では女子学生は一人も居なかった。

戦時中、私は疎開せず東京に居たので毎夜のようにやって来る米軍機で眠れない夜が続いた。学友の殆んどが家を焼き出された。焼け跡に散乱した瓦礫を集めて掘建小屋を作り生活していた。焼け野原では破壊された水道管から水が吹き出していた。

三商には永代橋から都電に乗り登校した。学校が終えると水道橋の講道館に柔道を極めようと熱心に通った。

私は中央大学法学部に入学し、弁論部に入った。吉田茂のいわゆる馬鹿ヤロー解散には選挙カーに乗って東京を走りまわったのが懐かしい。私は二十六歳で税理士試験に合格し、昭和三十一年、二十七歳で独立開業した。顧問先は一件も無いのに築地に

事務所を借りて開業したのだから、無謀としか言いようがない。これが三商魂なのかも知れない。有難いもので、三商の同期の一條君や伴堃君・故石田君達が応援してくれて徐々に顧問先が増えていった。

昭和四十七年頃、今までの手書きの試算表や元帳から脱却してコンピュータ会計に切替えた。当時のコンピュータは三億円するとか、とても手が届かないのでTKCの電子計算センターを利用することになった。イタリア製の末端機を導入し紙テープに穿孔したデータを計算センターに送る。

昭和四十七年頃まで算盤で伝票を集計して試算表を作成し顧客先にお渡しする。決算書を作成し税務申告をする。過去会計で一貫していたが何か物足りなさを感じていたが何か物足りなさを感じていたそんな時、利益計画策定システムを担当するTKC東京研修所の常任講師を

依頼された。それが契機で経営計画ソフトの開発を手がけるようになる。

過去会計より未来会計こそ企業にとって大切なものはない。O社(日本オリベッティ)に協

力を求め私の最初の経営計画ソフトが誕生する。開発費は会社が全額を担当してくれたので私は設計するだけであった。

決算が近づくと、決算の事前打合せと翌期の利益計画策定を経営会議で行う。利益計画は手書きでも簡単に出来るが利益計画とリンクした資金計画、更に毎月の予測貸借対照表を作成すると容易ではない。機械が無ければとても無理だ。毎晩、事務所の仕事が終わると目白にあるO社の本社に向く。今のようにパソコンで誰でも作表できる時代ではない。機械言語で一つ一つ組み立てて行く。失敗に失敗を重ねてようやく完成した経営計画ソフトが「MAPS」であった。O社主宰で「MAPS」の説明会を全国各地で開催した。そんなある日、清田校長が手土産をもって訪ねて見えた。突然のことだったので何のおもてなしも出来なかった。叱咤激励して帰られたが学

生時代に戻った気がした。

仕事は順調に伸びて行った。ところが大変な事件に遭遇する

こととなる。ある有名企業の支社長からソフト会社T社を紹介され経営計画ソフトの共同開発を行うこととなった。私の二男も加わり、開発もかなり進んだ

ところで、突如、T社が倒産し社長は行方知れずとなる。当然ながら、私も資金的に窮迫する

し、開発は頓挫するし、絶望感で暫くは仕事をする気になれなかった。こんなことで十八期生の代表世話人を児玉君に代わってもらった。それまでは積極的に参加していた三商会計人にも出なくなった。

そんな時「絶対に活路はある」と三商魂が叫んだ。復興を目指し立ち上がった。当時のソフトは制作や改良に大変な費用と労力を要した。T社が倒産した時は資金を使い果たし、これまでのような開発は無理だった。そこで考えついたのが、マイクロソフトのBASICを使う事だった。BASICは単なる作表ソフトだから大した事は出来ないと言う人が多いが、私のソフトでは一つ

のファイル(補助ファイル)で「三十社各一〇〇部門の経営

計画」、「一五〇〇〇品目の商品別売上計画」、「三〇〇〇人の販売員別売上計画」の全てが出来る。更に、経営の数値シミュレーションを得意とする。今後どう経営すべきかを数秒で図表化する。計画・実績・予測・動向の組合せで決算を予測する。完成に十年の歳月を要した。全国一八〇の会計事務所に納品できるとなった。

私の町から運送業・印刷業・電気店が消えて行った。運送業はトラックを置く土地が確保できない。印刷業はパソコンの普及で仕事が減り、大量の印刷物は海外に出してしまう。巨大な計算機は小型化し、車は太陽で走る。「環境の変化に即応できない企業は滅びる」、「現状維持は衰退を意味する」、「在庫は借金」の塊だ、「売れば売るほど金がなくなる」、「一〇〇万円の赤字が一〇〇万円の借金を招く」、「借金が借金を生む」など一〇〇の経営助言集を解説付きでまとめてみた。出版したいと思ったが、在庫の山になりそうなので思案中である。現在長男が税理士として当事務所で頑張っている。

会 則

第一章 総 則

第一条 本会は三商会人会と称す。
 第二条 本会は会員相互の親睦をはかり、且つ、東京都立第三商業高等学校における簿記会計分野の学科の学習充実に寄与することを目的とする。
 第三条 本会の事務所を荻野会計事務所内に置く。

事務所の所在地は、

東京都荒川区南千住五丁目二十五番十四号である。

第二章 会 員

第四章 本会の会員は三商同窓会生にして、左記の資格のうちの一のものとする。

- 一、公認会計士・税理士等の職業会計人。
- 二、会計学者。
- 三、当会が特に入会を認めたる者。

第三章 役 員

第五条 会費は(年三千円)必要のつど納入されるものとする。

第六条 本会に左記の役員を置く。
 会長 一名 副会長 三名
 幹事 若十名 監事 二名
 第七条 会長、副会長、幹事においては会員の中より選出する。
 役員の任期は二年とする。

第八条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

会長は幹事会及び総会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ありたるときは、これを代理する。

第九条 幹事は本会則の規定により会務を掌理するほか、会長、副会長共に事故あるときは互選によつてその職務を代理とする。

第十条 本会の役員は任期満了後も、後任の就任までその職に在するものとする。但し、再選は妨げない。

第十一条 幹事会は、正副会長、幹

事をもって組織し、本会所定の事項のほか総会の委任による重要事項を議決する。

但し、緊急の場合は幹事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

第十二条 幹事会は会長が必要と認めたる時は、または幹事の過半数の請求があつたとき会長がこれを招集する。

第十三条 本会の幹事会の議を経て顧問及び参与をおくことができる。

第四章 総 会

第十四条 総会は毎年六月に開催するものとし、臨時総会は必要の都度開催するものとする。

第十五条 総会は会長がこれを招集する。

第十六条 総会の議事は出席者の過半数を以て決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第十九回定期総会、懇親会開催される

(昭和三〇年卒)

三商会計人会第十九回定期総会、懇親会は、平成二十三年六月二十三日(木)午後二時より両国の大関庵にて開催された。

出席者は、来賓として東霞時雄先生、柴崎晴雄同窓会会長、会員は増田昌弘会長ほか荻野弘康、石川昭、浅野修一である。

東霞時雄先生、柴崎晴雄同窓会会長のご挨拶と同窓会活動状況の報告のあと、荻野弘康会員を議長に選任し議案の審議に入った。

- 第一号議案 平成二十二年事業報告承認に関する件
- 第二号議案 平成二十二年収支報告承認に関する件
- 第三号議案 平成二十三年事業計画承認に関する件
- 第四号議案 平成二十三年収支予算案承認に関する件
- 第五号議案 第三条変更に関する件

以上全ての議案は承認可決されました。

そのうち平成二十二年度収支報告書と平成二十三年度予算案は次のとおりです。

| 平成23年度収支予算案 | | 平成22年度収支報告書 | |
|------------------|-----------|------------------|-----------|
| 平成23.4.1~24.3.31 | | 平成22.4.1~23.3.31 | |
| 収入の部 円 | | 収入の部 円 | |
| 前期繰越金 | 1,091,279 | 前期繰越金 | 1,125,062 |
| 会費収入 | 126,000 | 会費収入 | 126,000 |
| 雑収入 | 10,000 | 雑収入 | 139 |
| 合 計 | 1,227,279 | 合 計 | 1,251,201 |
| 支出の部 | | 支出の部 | |
| 総会費 | 10,000 | 総会費 | 22,780 |
| 機関誌費 | 110,000 | 機関誌費 | 92,925 |
| 通信費 | 16,000 | 消耗品費 | 29,977 |
| 渉外費 | 10,000 | 渉外費 | 10,000 |
| 雑費 | 3,000 | 雑費 | 4,240 |
| 予備費 | 1,078,279 | 次期繰越金 | 1,091,279 |
| 合 計 | 1,227,279 | 合 計 | 1,251,201 |

定期総会終了後懇親会に入り、全員が所感を表明し和やかに懇談し、定期総会、懇親会ともに終了した。